



平成21年5月8日

各位

会社名 三井造船株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 加藤 泰彦  
 コード番号 7003  
 東京第1部、大阪第1部  
 名古屋第1部、福岡、札幌  
 問合せ先 総務部長 岸 啓二  
 ( TEL 03-5202-3142 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第106回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉に移行(いわゆる株券の電子化)したことに伴い、株券、実質株主、実質株主名簿に関する定款の規定が不要となりました。

これに伴い、現行定款第7条(株券の発行)を削除するとともに、現行定款第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)、第10条(単元未満株式についての権利)、第12条(株主名簿管理人)について所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置しなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>第7条(株券の発行)</u> 当社は株式に係る株券を発行する。	( 削 除 )

<p>第8条 (条文省略)</p> <p>第9条 (单元株式数および单元未満株券の不発行)          当社の单元株式数は1,000株とする。  <u>当社は第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下单元未満株式という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条 (单元未満株式についての権利)          当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人)          当社は株主名簿管理人を置く。          株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第13条～第41条          (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (单元株式数)          当社の单元株式数は1,000株とする。          (削除)</p> <p>第9条 (单元未満株式についての権利)          当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)          当社は株主名簿管理人を置く。          株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。          当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第12条～第40条          (現行どおり)</p> <p>附則          第1条  <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備</u></p>
--	--

<p>(新 設)</p>	<p><u>置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u>  <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>
--------------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(予定)

以 上